

令和4年第1回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年1月19日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和4年1月19日	9時31分	議長	坂口久信	
	閉会	令和4年1月19日	10時28分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	11番	久保繁幸	1番	山口一生	2番	西田辰実
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸				
	副町長	毎原哲也				
	総務課長	田中照海				
	財政課長	西村正史				
	企画商工課長	西村芳幸				
	町民福祉課長	津岡徳康				
	建設課長	浦川豊喜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年1月19日（水）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第1号～議案第4号
町長の提案理由の説明
日程第4 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第5 議案第2号 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負契約の締結
について
日程第6 議案第3号 財産の取得について
日程第7 議案第4号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第12号）について

午前9時31分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和4年第1回太良町議会（臨時会第1回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和4年第1回太良町議会（臨時会第1回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として11番久保議員、1番山口議員、2番西田議員、以上3名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第1号から議案第4号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和4年第1回太良町議会臨時会第1回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第1号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和3年度太良町一般会計補正予算（第11号）は、子育て世帯への臨時特別給付金の給付において、年内先行分の5万円と追加分を合わせた10万円を現金で一括給付することも可能であるとの見解が国から示されたことに伴い、本給付金に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る令和3年12月15日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

児童福祉総務費の時間外勤務手当8万3,000円から子育て世帯への臨時特別給付金5,620万円までは、新型コロナウイルス対応の経済対策として実施される18歳以下の子供を対象とした1人当たり10万円の支援のうち、先に議決いただいた年内先行分の5万円の給付経費にさらに5万円の現金給付に係る経費を追加するものであります。なお、本給付金については、対象者数を現段階で1,153人と見込んでおります。また、財源については、全て6ページの国からの補助金となっております。

今回の専決については、年内の給付開始を目指し、早期に実施する必要があったため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ5,645万6,000円を追加し、補正後の予算総額を83億5,085万5,000円といたしております。

次に、議案第2号は、2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年7月豪雨により被害を受けた広域農道、御手水地区の災害復旧を行うも

ので、令和4年1月12日、指名競争入札の結果、8,580万円で太良町大字大浦丙925番地7、株式会社川武潜水興業代表取締役川下淑子が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

復旧延長は31メートルで、復旧工法は吹付砕工、簡易吹付砕工及び大型練ブロック積で行うものであります。なお、予定価格は8,847万3,000円で設定いたしました。

次に、議案第3号は、財産の取得についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染防止対策として、人との接触を低減するために必要となるウェブ会議用ノート型パソコン14台等を購入するものであります。昨年12月22日に実施いたしました指名競争入札の結果、889万4,380円で佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7、株式会社佐賀電算センター代表取締役宮地大治が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号は、令和3年度太良町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億2,711万4,000円を追加し、補正後の予算総額を84億7,796万9,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新たな経済対策の一環として、速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう住民税非課税世帯等を対象に10万円を支給するものなど、予算の早期対応を必要とする事業等について計上しているものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

7ページを御覧ください。

企画財政管理費のケーブルテレビ施設整備事業200万円は、三里地区において九州電力所有の電柱が移転されることに伴い、年度内でのケーブルの移設が必要になったことによる増額であります。

戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修委託料261万4,000円は、国の予算措置が令和4年度から3年度へと前倒しになったマイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に係るシステム改修経費であります。

次のページを御覧ください。

社会福祉総務費の行政事務職員報酬29万2,000円から手数料14万9,000円までは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に要する会計年度任用職員に係る人件費や職員の時間外勤務手当、また事務的な経費を計上しております。

当該給付金の支給に係るシステム改修委託料153万8,000円は、対象者の確認、通知及び支給するための機能を追加するものであります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億2,000万円は、住民税非課税世帯及び新

型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯を対象に10万円を給付するものであります。なお、対象者は約1,200世帯を見込んでおります。

今回の補正に係る財源につきましては、6ページの国庫支出金を特定財源として計上し、財政調整基金繰入金で財源調整を行っております。

以上であります。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

子育て世帯への臨時特別給付金ということで5,620万円ということで上がっておりますけど、12月議会のときは、年内にまず5万円の現金で支給して年明けで当時はクーポンのほうで支給するというような感じやったんですけど、その後ここに書いてありますように国のほうでもいろいろ自治体とやり取りがありまして、一括で現金給付してもいいということになってこういうふうになったと思うんですが、実際この給付のやり方ですよね、どうやったのか。例えば、昨年に5万円を振り込まれて今年になって5万円を振り込まれたのか、それとも一括でやられたのか、そこら辺はどうやって処理をされていくつもりなんですか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

昨年の12月27日に児童手当の支給対象者全員に一括で10万円を支給をいたしております。現在は、それ以外の方々の支給を随時やっているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それ以外の方々というと、どういう方々に当てはまるんですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

高校生のみのお子さんがいらっしゃる世帯等でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

対象者が1,153人ということでしたけれども、この5,620万円を対象者の数の1,153人で割返したら5万円に届かなくて7万8,400円ほどになります。この差についてはどういう差な

のか説明をお願いしたいと思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

12月補正で予算計上させていただいたものに、さらに今回追加を補正してプラスで1人当たり10万円となるという計算でございますので、この予算計上で5,620万円は、すいません、割返したら5万円にならないという御質問やったですかね。12月議会では、1,182人をめどとして積算をいたしておりましたが、その後一括給付をするという段階でもう一度対象者を精査いたしましたら1,153人になったということで対象者が少し減りました。そういった形で対象者を1,153人にして、それに10万円をかけた数字、それを12月補正で計上した数字から差し引いた形を今回計上させていただいているというような形でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、12月補正のときのやつと今回のやつと合わせたら合計で10万円になりますよという考え方でよろしいんですかね。そしたら、10万円の年内給付については、もう全部済んだということでもよろしいんですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、年内に支給が終わったのは、児童手当の支給を受けている子供さんと児童手当の支給を受けている子供さんがいるお兄ちゃん、お姉ちゃんが高校生の方なので、子供の中で誰も児童手当をもらってない方以外は12月27日に支給が終わっています。なので、残りは高校生のみの方と、それとすいません、公務員の方ですね。公務員の方は自分で申請をされないといけないので、その分がまだ申請が済んでないと支給ができないということで、今まだ受付中であるということでございます。なので、12月27日には1,153人のうち909人分を振り込んでおります。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

1人当たり10万円を振り込むということですが、振込先の金融機関については町内の金融機関と町外の金融機関があると思いますけれども、町外の金融機関はどれくらいぐらいあるのか分かりますかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

振込先につきましては、詳細の資料を持ってきておりませんが、実際問題、振込の手数料的には、佐賀銀行に一括でまず振込をお願いいたしまして、佐賀銀行のほうから児童手当の受給口座のほうにそれぞれ農協さんとか労働金庫だとか、いろんな信用金庫とかあ

ると思いますけれども、そういったところに振り分けていただくというような形で段取りを取っております。町外の銀行がどれぐらいかというのは、すみませんちょっと資料がございません。申し訳ございません。

○5番（待永るい子君）

この10万円の件につきましては、18歳未満への子育て支援という方針で国が決めたことですけれども、3パターンぐらいあったんですね。5万円と年明けてからというのと、それから5万円プラスプレミアム商品券、それと10万円まとめてという、多分そういうのがあって、世論が騒ぎ出して結局10万円という自治体が多いんですけれども、太良町が最終的に年内に10万円振り込もうと決められたのは、どういう根拠に基づいてでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この給付金の趣旨が、子供さんのために使うためのお金ということでございますけれども、その中に新年度、4月の新入学とか進学とか、そういったときにも活用していただけるような資金にするようにというようなことが国のアナウンスの中にあつたと思います。実際、それをクーポンとかでやりますと、恐らくそれに間に合わない。入学準備というのは、恐らくもう年を越えたらすぐ皆さん始められると思います。3月とかに準備をするのでは、もう全然間に合わないので、制度の趣旨から考えて、最も迅速に行き渡るのは現金ではないかということで、それを基に現に受けられる方々も恐らくクーポンもいいんでしょうけれども、現金を望まれている方が多いのではないかというようなことから総合的に考えて現金といたしたところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

町内でもいろんな商品券を出されますけれども、さっき言われた使う人の趣旨を考えてという点についたら、今後はやっぱり町自体のそういうところも考えていかなくちゃいけないのかなと思いますけれども、町が出す一般財源を、町が出すものはそうじゃなくて、国からは全額来るから現金で払われたのか、今後その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今回の場合の主に判断をした理由は、新年度の新入学の子供さんたちにお金を使いやすくするためには、それが一番政策の理にかなっているという判断からでございます。財源についてその判断を変えたというのは、私的には考えていないところでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

今回は国から財源、うちでやってるのはうちがやる商品券ですね、それはやはり太良

町に来た金を太良町で使うわけですから、極力太良町内で利用してもらおうというような意味合いがあって、私は商品券でできる分はというようなことでやってるわけです。ですから、敬老祝い金ですかね、そういったところは言われますから現金でしないというようなことでやってるわけです。それから出産祝い金とか誕生祝い金とか結婚祝い金あたりは、これはもう現金でやっとります。これはいろいろ経費的にほかのところでやっておられる関係とかお産分を町内だけでそういったものに利用できるようなお店もないといったことでやってるわけです。ですからあくまでも町の財源をもってやる事業については商品券で極力やっていきたいというふうな考え方です。

以上です。

○5番（待永るい子君）

今日の新聞に載ってたんですけれども、児童手当を振り込んでるのを基本に10万円を振り込むということで、去年の9月以降やったですか、離婚した方で御主人のほうの口座にお金を振り込むようにして、実際はその奥さんのほうが子供さんを養育しているということで問題になっているという点がありますけど、町内ではそういうことはなかったのか、またそれに対してのそこまでの配慮はされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

事前に御相談をされている場合は、可能な限り対応することにしておりますけれども、個別の事情で家庭内の夫婦の不和とかで、私のところに振り込んでよとかというのは家庭の中で解決をしていただかなくてははいけません。そういったことから、個別の事情によってはそういったこともあります。離婚された場合とかは、またそのときで事情をお聞きして適切に対応しているところです。また、あとドメスティックバイオレンスとかで別々に住んでいらっしゃる、子供さんは母親さんが見ていらっしゃるといった場合とかも想定して対応するというようなことで段取りをつけているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

小さなことをお伺いいたしますが、12月の時点では所要見込みの人数が1,182人、今回1,153人、マイナスの29になりますが、その辺の対象人数はどのようにして1か月の間に変わったのか、その辺をまずはお伺いいたします。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

12月議会の追加議案で提案をさせていただいたときには、非常に急ぎ働きで積算をしたと

いうところが正直なところでございます。その後、実際支給をする段になって精査をしたらそれだけの数字の差が出てしまったということでございます。申し訳ございません。

○11番（久保繁幸君）

その辺はもう少し計算の方法といいますか、今はパソコンなんかぷっと押したらぷって出てくるんじゃないかと思うんですが、十分注意してやっていただきたいということと、私が前からもお尋ねしてんですが、年収の上限の方の配分はどのようになったんですか、これはなしになったんですかね。960万円とかなんとか以上の年収がある人は、昨年にはそういう支給をしないというようなお話があったんですが、その辺はどのようになりました。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

あくまでも対象が児童手当を受給できる方、受給できる世帯が対象でございますので、児童手当制度というのは所得の制限がございます。そういったことから、所得の超過になって受給できなかった世帯というのは存在します。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

その該当者何名、何家族ぐらいいらっしゃいますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

28世帯で、子供さんの数が52人というふうに把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第2号 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

この災害復旧の工事なんですけれど、令和2年7月の豪雨時に災害があったということで、それから大体1年半ぐらいたってると思うんですけれど、それだけの期間を置いて工事に入られたというその理由、そこをまず聞いてよろしいでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の災害につきましては、令和2年7月6日から7日の豪雨災害ということで発生しております。その後災害査定というものがございまして、それが12月に査定が行われまして、査定時の工法等が決定しております。その後、本来はすぐでも発注すればいいんですけど、昨年度はもう農地災害関係が70か所とか多数ありまして、とてもじゃないけどここまで回らないということで、まずそちらのほうを優先させていただきました。

それで、本工事については本年度当初から、まずこの工事を発注するに当たっての実施設計書をつくらなきゃならないので、そういうところの委託を行っております。その中でその実施設計をする際に、査定時にも最終的にはもう一度地質調査をして最終の断面を決めてくださいという条件がついております。それで、地質調査を7月ぐらいから始めたんですけど、その結果、当初の査定時の想定と大幅に地質が変わりまして、工法も同じ法枠工法という工法は変わらないんですけど、そういう断面とかが物すごく変わっております。それで、金額も1.5倍ないぐらいまで査定時より増えとります。そういうことで、まずそういうとこの断面の検討をしたと、それと金額が大幅に変わったということで重要変更の協議を国としなければならない、重要変更の協議が12月にやっと済んだものですから、それでやっと今回12月末ぐらいに入札をしまして、今回議案として上げさせていただいております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

分かりましたけど、その地質調査、今当初見込みと変わったんだという発言がございましたけど、具体的に言うとどういった感じで変わったんでしょうかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この地質調査につきましては、もう本来査定前にしとけば何も問題なかったんですけど、地質調査するにもある程度期間がかかりますので、当初はほかの参考文献とかいろいろなものを基に、想定で地質をしておりました。その中で当初の推定では、地質調査をする場合、N値という数値がございまして、それが大体土質の状況とかを判断するものですが、そこを

当初標準的に10と推定し、そこの今の現況の安全率とかも0.999という数値で設定をされとりますが、実際本年度地質調査を行った結果、N値が1から6と大分差がありまして、それでも安全率も0.837と大幅に下がっております。それに伴って、今の査定時での断面では、もうしてももたないということで、もっと大きくしなければならないということでそういう検討をしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

12月の全協のときにこのオンラインについての説明がありましたけれども、その中での説明については予算額が12月の補正予算の計上額ということで914万1,000円ほどということになってます。今回入札された金額については889万4,380円ということで、当初予定よりも入札結果が低くなっております。この差額の金額、僅かですけれども、この差額については前回説明があったように国庫支出金の緊急経済対策費の補助金ということになってますけれども、これを返納するのか、またほかに流用ができるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、12月の全協の中でコロナ関連の地方創生臨時交付金が太良町のほうに914万1,000円交付されますということで、その事業として今回のパソコン等の購入になったわけですが、入札の結果889万4,380円ということで21万円程度交付金限度額を下回るわけですが、これについては、せっかく町に交付される交付金でございますので、差額の21万円程度については、別途パソコンを調達しようということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今回、パソコン等を購入してオンライン会議に対応した体制を整備するということですが、このオンライン会議についてはどのような会議をオンライン会議にする計画なのか、それについて説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

オンライン会議については、もう一昨年頃からこのコロナ禍においてはほとんどの国、県の会議、研修会等についてはオンラインで会議が開催されてるところでございます。ちなみに、昨年4月から12月までのオンライン会議の開催状況で申し上げますと約200回程度開催されており、それぞれ担当者がオンラインにより会議に参加しているところでございます。今後においても、今現在第6波ということで非常に感染が拡大しておりますので、しばらくはこういった流れが続くものと考えておりますので、こういった人との接触を低減するためのオンライン会議を今後とも町としても推進すべく備品等についても整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

オンライン会議を開催するに当たってのメリット、それと経費の節減、それと業務の効率化あたりがどのようにされているのか、またどのような経費節減とかそのようなことを期待されているのか、それについてはいかがですかね。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

オンライン会議のメリットですが、議員も先ほどおっしゃいましたように、経費節減これ非常に大きくございます。というのが、これまでは佐賀県庁で行われた会議には職員が庁用車等を利用して参加してたわけですが、その分については当然旅費が発生します。この分の旅費が手元にはございませんけどかなり節減されてるところでございます。それと、効率化という点で申し上げますと、先ほどの出張にも結びつきますけど、県庁等で開催された場合、往復の時間も考えますとかなりの時間が拘束されるわけですが、このオンライン会議ではほんの会議の時間中だけの拘束ということで、職員はその往復の時間に対しても業務

を遂行できるということでそういった効率が考えられてるところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

実施時期はいつぐらいから考えておるのか、実施時期ですけど。

○企画商工課長（西村芳幸君）

実施時期は、既にもうほぼほぼの会議、研修会がオンライン会議で開催されております。もう一昨年からですね。今後も引き続きこのオンライン会議の流れは変わらないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

今回ノート型パソコン、タブレットとディスプレイなんですけれども、これカメラを買うとかマイクを買うとか、何かそういう費用というのは必要なかったんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

御指摘のとおり、当然マイク、カメラが必要になりますので、そういったものをセットで購入しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

そのカメラとかマイクがあれば、今持ってるパソコンでも使用可能だと思うんですけども、今回購入されるこのノート型パソコンとか、そういうのは専用の端末というような位置づけになるんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

確かに、今職員が使用している端末でもできないことはございませんけど、オンライン会議は音声とかが聞こえますので、会議室とかそういったところでオンライン会議を受講することになっております。ですので、そこに移動しなければならないということもございますので、オンライン会議専用の端末として購入するところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第3号 財産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第4号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

補正予算書7ページ、マイナンバーというか戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料というところで、先ほど町長の説明の中で、マイナンバーの所有者の転出、転入手続のワンストップ化ということに対するシステム改修ということを言われましたけれど、具体的に聞きたいんですけど、ワンストップということは今まで転出するときも窓口に行かなきゃならないし、転入先でも行かなきゃならなかったのが、例えばもう転出するところだけで済むとか、転入したところだけで済むとか、そういったどういうふうに便利にワンストップ化なるのか、そこら辺のシステムのどいういったふうになるのかというのは、どうなってるんでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

マイナンバーカードのワンストップ化の内容でございますけれども、転出手続をマイナンバーカードを持っていらっしゃる方はパソコンやスマホでできるということになる予定です。そのための改修でございます。じゃあ、転入はどうなのかということになりますと、転入は変わらず役所に行かなくてはいけないということになっております。何で転入は行かんといかんということ、担当にも聞いたんですけど、私もちょっと疑問だったもので。やっぱり転入となると、本人確認が絶対に必要だということで、ここは来庁していただくしか今のところ方法はございませんというような担当からの説明を私も受けたところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

そしたら、転出するときはもう役所に行かなくてネット上でできると。転入する先では従来どおり、例えば新しい住所に来た手紙とかそういうのを持っていかなきゃいけないんですか、そういうことになるんですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

すいません、ちょっと不勉強で、スマートフォンで転出の手続をした人が転入のときに役

所に行ったときにどんなふうな手続をしなくちゃいけないのかというのが、ちょっと勉強してなくて申し訳ございません。従来どおりの転出届を持って転入先に行くのか、それともマイナンバーですから、そのまま転出手続はもう済みというのは転入先の役所で確認できるから要らないのかというようなこともあると思いますけれども、すいません、不勉強でそこら辺のところまだ勉強できておりません。申し訳ございません。

○7番（田川 浩君）

分かりました。それで、マイナンバーが出ましたので、前から聞いておりますけど、本町のマイナンバーの取得率と申しますかというのは、今年の今頃ですかね、県が大体30%ぐらいのときに17%ぐらいでした。それから担当課のほうも多分いろいろ御尽力されたと思います。最近では、例えば私が居住しております亀ノ浦のいきいきサロンとかにも出張して作ってもらってるような状況で、随分取得率も上がったのではないかと思いますけれども、直近で構いませんが、大体取得率どのくらいになっているのか、また分かれば県の今平均もどのくらいなのか、そこはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

申し訳ございません。県の平均の取得率のデータを持ってきておりません。太良町は今のところ28%を超えたところでございます。何とか30%に到達して、他の自治体と並びたいというふうに努力をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

非課税世帯に対する臨時給付金の件についてお伺いをしたいと思います。

これに対する事務職員ということで、新しく会計年度職員を雇われたのかどうか、社会保険料などが上がってますので、その辺については、新しくこれ専用に会計職員を雇い入れたのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

既存の会計年度任用職員さんをこの業務に当たらせることで人事の流用をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それだったら最初から雇用保険とかそういう社会保険がついてると思いますので、どうして新しくこれが計上されているのかということと、あと消耗品12万円とそれから職員の時間外という予算が出ておりますけれども、それぞれ消耗品はどういうのに使われるのか、あとその時間外の予算をどのような根拠で上げられているのかについて、そこまでお伺いをしたいと思います。

思います。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

既決の予算内でも人件費等雇用保険料とかも予算はあるんですけども、新たにここで計上することによって、満額国からの補助が来ますので、その分の一般財源が節約できるという事情がございまして、ここに補正を上げているところでございます。それと、時間外勤務につきましては2名分で、1名が30時間、1名が10時間で見込んでおります。合わせて11万5,000円ということで計上しておるところでございます。それと、消耗品でございますけれども、コピーの代金が2か月分で2万円掛ける2か月で4万円、それと事務用品がその他いろいろございますので8万円を見込んで合わせて12万円というような予算計上の仕方をしておるところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

これは基本国から全額財源が来るというシステムになってますと思いますけれども、国の予算に対して20万円ほど一般財源を充ててありますよね、プラスして。先ほどの住民基本台帳システムのところでも261万3,000円の国からの予算に対して一般財源から1,000円ほどですけど繰り出して予算を立ててありますけど、国から来る予算の範囲内で予算を組むということじゃなくて、ある程度上乗せしたほうがいいのかというそういうメリットがあるのかどうか、それとも国から来るという金額が決まったらその予算内で予算を組むのが普通じゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなってるんでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

国の予算、例えば100万円来たとしたときに、どうしてもそれぞれの経費、消耗品とかなんとかついて100万円にぴしゃっとはちょっと合わせるのがなかなか難しいと、結局支出額が100万1,000円になったときに100万円の補助金が来ますよと。どうしても支出額が99万円だったとなった場合は当然100万円の国庫支出費の対象となりませんので、通常、補助事業等の場合は若干端数の分を上乗せして予算計上するといった考えでおります。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

三里のケーブルテレビの施設事業内容、これからまずお尋ねいたします。

事業内容、どのような施設の事業か、よろしいですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

このケーブルテレビ施設整備事業については、提案理由の説明の中でもあったように、三

里地区、三里の公民館付近を起点として南西方向に中村谷というところがございますけど、そこまでの約600メートルの区間について、九電柱にうちのケーブルテレビ線を共架させていただいてるわけですが、九電柱のほうが強度不足ということで建て替えが必要になったため、それに伴い、うちのほうのケーブルテレビの線も張り替えなければならないということでこの予算を計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そしたらば、それが新設になったらば、今後もその電柱を使用させていただくということになるわけですかね。今それに影響を及ぼすのが何個あるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

当然、うちのほうは事業をするに当たり、九電に対して占用の申請をしておりますので、その占用の申請に基づいて九電のほうから建て替えをするので張り替えてくださいということでこちらのほうに通知が来ているところでございますので、引き続き建て替え後もケーブルの線は九電柱に共架させていただくことになっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

それは何本ぐらい、分かります。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

本数については、詳しい資料はございませんけど、約600メートルの区間ですので十数本あったかと思えます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

8ページに戻りますけれども、8ページの負担金補助及び交付金の一番下の欄ですけれども、1億2,000万円ほど住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ということになってます。町長説明では14ページになりますけれども、これについては住民税非課税の世帯と新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯ということになってますけれども、この後者の感染症に影響を受けて家計が急変し、住民税の非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯、これは具体的にどういう世帯を指すのかお尋ねしたいと思えます。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

家計急変世帯に対する分ということの中身でございますけれども、家計急変というと、令

和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が激減したという世帯を指します。その激減したことで、住民税非課税並みに所得が落ちてしまった方を対象とするというものでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

その激減した金額というのは、具体的に示されているのかどうかということと、この世帯が今回1,200世帯ということで計算されております。1,200世帯というと、太良町の世帯の約3分の1を占めるということになりますけれども、この非課税世帯と急変した世帯の数というのはどういうものなのか、金額と数ですけれども、それについてお尋ねします。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階で、住民税非課税というのの対象が今つかんでいるところで1,105世帯でございます。それと、生活保護の世帯が27世帯でございます。合わせて1,132でございます。これにつきましては概数を取らせていただきまして1,150で見込んでおります、予算上はですね。残りの50が家計急変世帯ということになりますけれども、この家計急変につきましては、御本人の世帯の申請に基づくものでございまして、役場のほうでは全く分からないものでございますので、御本人さんの申請に基づくものとして50世帯を見込んで予算を計上させていただいております。なお、この家計急変世帯の所得の程度でございますけれども、住民税非課税になるには扶養が多ければ当然住民税非課税になりますので、そういった形で一世帯一世帯当たり事情が違いますので、標準的な所得というのはちょっとお示しできないものでございますけれども、あくまで住民税非課税世帯並みに所得が落ちた場合と、こういった認定の方法で捉えていくという形でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

その申請を促す周知というか、その本人さん、そういう事情にあると思われる方々に対する周知徹底というか、それについてはいかがですか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

町報とホームページで周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

具体的な周知をぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第4号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第12号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了をいたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第1回太良町議会（臨時会第1回）を閉会をいたします。

午前10時28分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実